

日常生活用具の品目・対象条件

種 目	主な性能	障害及び程度	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	下肢又は体幹機能障害単独2級以上で家族等他人の介護を要する者	8年
	※特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できるきう腦を有するもの	下肢又は体幹機能障害単独1級以上又は療育手帳Aの常時介護を要する者であり、原則として3歳以上の者	5年
	※特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもの	下肢又は体幹機能障害単独1級以上で常時介護を要する者であり、原則として学齢以上の年齢の者	5年
	※入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害で家族等他人の介護を要する者(障害児にあっては、下肢又は体幹機能障害単独2級以上で3歳以上の者)	5年
	※体位変換器	介護者が障害者の体位を変換させるのに使用できるもの	下肢又は体幹機能障害単独2級以上で家族等他人の介護を要する者であり、原則として学齢以上の年齢の者	5年
	※移動用リフト	介護者が重度身体障がい者を移動させるあたって、容易に使用できるもの*天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	下肢又は体幹機能障害単独2級以上の者あり、原則として3歳以上の者	4年
	訓練いす(障害児に限る)	原則として、付属のテーブル付けるものとする	下肢又は体幹機能障害単独1級又は2級以上の者であり、原則として3歳以上の者	5年
	訓練用ベット(障害児に限る)	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能障害単独1級又は2級以上の者であり、原則として学齢児以上の者	8年
自立生活支援用具	※入浴用補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの *設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする者であり、原則として3歳以上の者	8年
	※便器	手すりをつけることができる *取替にあたり住宅改修を伴うものを除く	下肢又は体幹機能障害単独2級以上の者であり、原則として学齢以上の年齢の者	8年
	T字状・棒状のつえ	歩行を補助することができる	下肢又は体幹機能障害、平衡機能障害の者	3年
	※移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具(手すり・スロープ等) *設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内での移動等において介助を必要とする者であり、原則として3歳以上の者	8年
	頭部保護帽	頭部を保護する機能を持つもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害、療育手帳A所持者又は精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	3年
	※特殊便器	*取替にあたり住宅改修を伴うものを除く	上肢障害が単独2級以上の者、又は療育手帳A所持者で訓練を行って自ら排便後の処理が困難な者で、原則として学齢以上の年齢の者	8年
	火災報知器(世帯あたり2台限度)	室内の火災を煙又は熱により感知し、又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	障害等級2級以上又は療育手帳Aの者若しくは精神障害者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、又はこれに準じる世帯に限る)	8年

種 目	主な性能	障害及び程度	耐用年数	
自立生活支援用具	自動消火器	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	障害等級2級以上又は療育手帳Aの者若しくは精神障害者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、又はこれに準じる世帯に限る)	8年
	電磁調理器	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害者が単独2級以上の者又は療育手帳Aの者若しくは精神障害者であり、原則として18歳以上の者(障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る)	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害者が単独2級以上の者で、原則として学齢以上の年齢の者	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	じん臓機能障害単独3級以上で、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者であり、原則として3歳以上の者	5年
	ネプライザー(吸入器)	呼吸器障害者等が容易に使用できる者	呼吸器機能障害が単独4級以上の者、又は全身性の重度肢体不自由者(両下肢機能の著しい障害・全廃又は体幹機能障害1級、2級の者脳原性運動機能障害のある者、重度心身障害者(児)又はそれに準ずる者)であって必要と認められる者。又は平成18年10月1日以前に申請があり、継続して利用している者(原則として学齢以上の年齢の者) ※重度肢体不自由者の場合は医師の意見書が必要 ※退院見込の場合、退院してからの申請	5年
	電気式たん吸引器(両容器含む)			5年
	酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用できるもの	在宅酸素療法を行う呼吸器機能障害又は心臓機能障害を有する者	10年
	盲人用体温器(音声式)	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の者であり、原則として学齢以上の年齢の者(盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯)	5年
	盲人用体重計(音声式)	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の者であり、原則として学齢以上の年齢の者(盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯)	5年
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	音声機能若しくは言語機能障害者、又は全身性の肢体不自由者(両上下肢に著しい障害を有する者)であって、発生・発語に著しい障害を有する者であって、原則として学齢以上の年齢の者
情報・通信支援用具		視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の者であって、18歳以上の者	5年
点字ディスプレイ		文字等のコンピュータの画面情報を文字等により示すことのできるもの	視覚障害及び聴覚障害の重複障害であって必要と認められる者(原則として、視覚障害単独2級以上かつ聴覚障害単独2級以上)	6年
点字器(携帯用含む)		視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害者	7年 5年
点字タイプライター		視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者)	5年

種 目	主な性能	障害及び程度	耐用年数	
情報・意思疎通支援用具	ポータブルレコーダー	デジタル録音図書の再生等が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の者であり、原則として学齢以上の年齢の者	6年
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	SPコードに記録されている情報を読み取り、音声を聞くことができるもので視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の者であり、原則として学齢以上の年齢の者	6年
	視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	視覚諸外車であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者であり、原則として学齢以上の年齢の者	8年
	盲人用時計(音声式、接触式)	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の者	10年
	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	聴覚障害者又は発音・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者であり、原則として学齢以上の年齢の者	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年
	人工咽頭笛式	利用することにより発声が可能となるもの	音声・言語障害(無咽頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者)	4年
	人工咽頭電動式			5年
点字図書	点字により作成された図書	主に情報の入手を点字よっている視覚障害者	点字図書と墨字の差額	
排泄管理支援用具	ストマ用装具(蓄便袋)	身体に装着して排泄物をためる用具	直腸機能障害(ストマ造設者)	月額
	ストマ用装具(蓄尿袋)		ぼうこう機能障害(ストマ造設者)	月額
	紙おむつ等	ストマ代替品	ストマ造設者で皮膚のびらん等によりストマ装着ができない者。高度の排尿、排便機能障害。また、平成18年10月1日以前に申請があり、継続して利用している者。 なお、乳幼児期以前の者を除く	月額
	収尿器	常時失禁状態にある者の収尿のための用具	ぼうこう機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害者	1年
住宅改修	※居室生活活動補助用具(住宅改修) 障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ※介護保険対象者は介護保険の住宅改修制度をご利用ください	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)が単独3級以上の者。ただし特殊便器の取替は上肢機能障害単独2級以上の者	原則1回	

注意

65歳以上の介護保険第一号保険者の方と特定疾病の40歳～64歳の第二号保険者の方は、上記の種目(※印)について、介護保険による貸与や購入費の支給が優先されます。

利用が必要な場合は、担当ケアマネージャー又は地域包括支援センターへご相談ください。

介護保険においては、要介護・要支援で貸与・購入対象品目が異なりますのでご注意ください。